

6月から 個人市・県民税額が増えます

税源移譲や定率減税の廃止により個人市・県民税の負担額が増えます

定率減税の廃止で 税負担額が増えます

地方自治体が財源を自主的に確保し、より効率的な行政サービスの提供ができるように、国（所得税）から地方（市・県民税）へ3兆円の税源移譲がされました。この税源移譲により、多くの人は所得税が減り、その分個人市・県民税が増えますが、所得税と個人市・県民税を合わせた税負担額は基本的に変わりありません。ただし、定率減税の廃止に伴い、実質的な税負担額は増えることとなります。皆さんのご理解をお願いします。

どのくらい税負担が増えるの？

給与所得者や年金受給者の世帯の場合、税負担の目安は次のとおりです（表①、②）。※社会保険料などを差し引いたモデルケース。

定率減税はどうして 廃止されるの？

定率減税は、平成11年度から景気回復対策のため、暫定的に税負担の軽減措置として導入されていたものです。近年、景気回復の兆しがみえて

19年度は廃止となり、従来の形に戻ります。

いつから所得税と市・県民 税の負担額が変わるの？

□給与所得者の場合
平成19年1月から源泉徴収される所得税が減額となり、平成19年6月から市・県民税が増額になります。

□年金受給者の場合
平成19年2月から源泉徴収される所得税が減額となり、平成19年6月から市・県民税が増額になります。

□事業所得者の場合
平成19年6月から市・県民税が増額となり、平成20年2月の確定申告での所得税が減額になります。

老年者の課税経過措置は 今年度まで

老年者（昭和15年1月2日以前生まれ）で合計所得金額が125万円以下の場合、17年度までは非課税でしたが、18年度から非課税措置が廃止されました。そのため、急激な税負担の増にならないよう下記の表③のとおり、経過措置がとられています。

【問い合わせ】

総務部 税務課 市民税係
☎0220(22)2163

手続きは忘れずに！

児童手当手続きのお知らせ



現況届の提出は 6月中旬

児童手当受給者は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。対象となる人には、個別に案内をしていますので、受付日時などを確認して、期間内に提出してください。

現況届に必要な もの

現況届の手続きには次のものがが必要です。

- ◆ 送付された現況届の案内
- ◆ 印鑑
- ◆ 受給者の健康保険被保険者証の写し（厚生年金加入者のみ）

また、平成19年1月2日以降に転入した人は、次の書類が必要となります。

- ◆ 受給者および配偶者の平成19年度児童手当用所得証明書（平成18年中の所得の証明）

児童手当現況届受付期間・場所

地区	期間	場所
迫	6月22日（金） 6月25日（月）～29日（金）	迫総合支所2階大会議室
登米	6月21日（木）～22日（金）	登米総合支所市民福祉課
東和	6月18日（月）～22日（金）	東和総合支所市民福祉課（東側コーナー）
中田	6月18日（月）～22日（金） 6月25日（月）～27日（水）	中田総合支所市民福祉課
豊里	6月25日（月）～27日（水）	豊里総合支所 東庁舎1階会議室
米山	6月26日（火）～28日（木）	米山総合支所 1階第1会議室
石越	6月28日（木）～29日（金）	石越総合支所 1階エントランスホール
南方	6月25日（月）～27日（水）	南方総合支所 1階相談室2
津山	6月19日（火）～21日（木）	津山総合支所市民福祉課（ふれあいセンター）、横山出張所

※受付時間などは個別通知書でご確認ください
※上記期間に都合の悪い人は、6月中に各総合支所市民福祉課の窓口で手続きしてください

※控除対象配偶者となっている人の分は不要です。
※受給者が支給要件児童と別居している場合は、お問い合わせください。

児童手当制度が 拡充されました

3歳未満の児童手当は、これまで第1子・第2子月額5千円、第3子以降同1万円でしたが、平成19年4月1日か

らは出生順位にかかわらず、一律1万円となりました。なお、3歳以上の児童手当については現行どおりで、第1子と第2子は月額5千円、第3子以降は同1万円です。※今回の改正で受給者が行う手続きは特にありません。

【問い合わせ】

福祉事務所子育て支援室
☎0220(58)5562

表③ 課税経過措置

老年者（昭和15年1月2日以前生まれの人の課税経過措置）	平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
	合計所得金額が125万円以下の人は非課税	税額の3分の2を減額	税額の3分の1を減額	全額負担

表① 給与所得者で妻・子ども2人扶養の4人家族の場合

給与収入	所得税		個人市県民税		所得税+個人市県民税		増
	18年	19年	18年度	19年度	18年(度)	19年(度)	
300万円	0円	0円	12,300円	13,000円	12,300円	13,000円	700円
500万円	107,100円	59,500円	74,300円	139,500円	181,400円	199,000円	17,600円
700万円	236,700円	165,500円	185,300円	297,500円	422,000円	463,000円	41,000円

表② 年金受給者で妻扶養の2人家族の場合

年金収入	所得税		個人市県民税		所得税+個人市県民税		増
	18年	19年	18年度	19年度	18年(度)	19年(度)	
225万円	16,300円	9,100円	5,600円	17,900円	21,900円	27,000円	5,100円
250万円	37,300円	20,700円	27,700円	50,500円	65,000円	71,200円	6,200円
300万円	79,200円	44,000円	49,300円	97,000円	128,500円	141,000円	12,500円

※表①、②ともに一定の社会保険料、生命保険料などを差し引いています。
※表①では、子ども2人のうち1人を特定扶養として計算しています。